

クロスボーダー取引の事前税務コンプライアンス評価サービス、深センにて導入

2024年3月
第8号

概要

中国共産党中央委員会弁公庁、中国国務院弁公庁が公布した「徴税管理改革の更なる推進に関する意見」¹の実施に向け、中国国家税務総局深セン市税務局(以下、「深セン市税務局」)は2023年12月28日、「クロスボーダー取引の事前税務コンプライアンス評価サービス Q&A」²(以下、「Q&A」)を公布し、同日よりクロスボーダー案件の事前税務コンプライアンス評価サービス(以下、「事前コンプライアンス評価サービス」)を開始しました。

事前コンプライアンス評価サービスとは、企業の将来発生するクロスボーダー取引に関する特別納税調整のリスクレベルについて、深セン市税務局へその評価を書面にて求めることができる仕組みを指します。深セン市税務局は中国の現行税務法規に基づき評価を実施した後、企業へ評価意見を書面にて通知します。

詳細

背景

深セン市税務局では近年、租税回避の防止に対して革新的な取り組みを行っています。2022年5月18日に深セン市税務局と深セン税関が共同で導入した「関連者間輸入貨物の移転価格共同管理に係る事項の実施に関する通告」³に続き、クロスボーダー税務サービスレベルの向上及び市場の発展のため、クロスボーダー取引の事前コンプライアンス評価サービスを全国規模で新たに開始しました。

今回開始した事前コンプライアンス評価サービスは、税源侵食と利益移転(BEPS)行動計画の一環として、国際コンプライアンス保証プログラム(ICAP)の理念とともに開始され、一連の地域における試験的な調整も行われています。

概要

事前コンプライアンス評価サービスの適用状況及び必要資料

事前コンプライアンス評価サービスは、企業が自発的に申請を行い、将来3年以内に発生するクロスボーダー取引に適用されます。事前コンプライアンス評価サービスが適用される3つの主な状況と、申請時に企業が提供を求められる詳細は以下の通りです。

クロスボーダー取引における企業及びその関連者の機能判断に係る税務リスクレベル	クロスボーダー取引の移転価格算定方法の選定に係る税務リスクレベル	関連者による債権投資及び非関連者による債権投資の認識に係る税務リスクレベル
<ul style="list-style-type: none"> 適用年度 取引内容 取引フロー 取引各当事者の有形資産の使用権または所有権譲渡、金融資産譲渡、無形資産の使用権または所有権譲渡、資金融通及び役務取引に関して、取引の各当事者が行う取り決め 取り決めの前提条件 	<ul style="list-style-type: none"> 適用年度 取引内容 取引フロー 取引各当事者の有形資産使用権または所有権譲渡、金融資産譲渡、無形資産使用権または所有権譲渡、資金融通及び役務取引に関して、取引の各当事者が行う取り決め 取り決めの前提条件 移転価格算定方法の選定を裏付ける機能・リスク分析、ベンチマーク分析 移転価格算定方法の選定判断の前提条件 	<ul style="list-style-type: none"> 適用年度 貸手、借手双方の資金、経営、売買等の関係 金額、利率、期限、融資条件等の内容 債権投資の性質、目的及び債権投資取得時の市況予測、債権投資を取得するために提供する担保の状況及び条件 保証人の状況、担保の条件

税務局が事前コンプライアンス評価サービスの申請プロセスにおいて企業に提出を求める具体的な情報はリスト化されており、申請資料は比較的明確かつ限定的です。クロスボーダー取引の移転価格算定方法の選定に係る税務リスクレベルの評価については、関連者の機能判断に係る税務リスクレベルで必要となる説明だけでなく、移転価格算定方法の選定を裏付ける機能・リスク分析、ベンチマーク分析、及び移転価格算定方法の選定判断の前提に関する追加情報の提供が求められます。

「国家税務総局の事前確認制度管理に係る事項の整備に関する公告」(国家税務総局公告 2016 年第 64 号)における、事前確認制度(以下、「APA」)申請に必要な資料⁴と比較すると、今回の事前コンプライアンス評価サービスにおける必要提供資料は大幅に削減されています。「Q&A」によると、税務局が評価時に提出を求める追加情報を除き、企業は申請時に上表の内容に関する「クロスボーダー事前税務コンプライアンス評価申請書」に記入して、関連する資料を添付すればよいとされています。

また、中国国家税務総局が 2023 年 12 月 29 日に公布した「中国事前確認制度年度報告(2022)」によると、2005~2022 年に締結交渉した APA のうち、資金調達取引に関する案件は 4 件(2021 年に 1 件、2022 年に 3 件)でした。一方、関連者間貸付、担保及びキャッシュ・プーリングなどによる資金調達は、多国籍グループ内では一般的です。注意すべき点として、企業の関連者間融資の方針は中国の移転価格法規が規定する独立企業原則及び過少資本ルールを遵守しなければならないだけでなく、「企業所得税法实施条例」及び「国家税務総局の企業所得税における若干の問題に関する公告」(国家税務総局公告 2011 年第 34 号)の規定に基づき、企業の借入利息支出が金融企業の同期間における同様の貸出利率を上回っていないか判断する必要があります。実務上、税務局は、その利息支出の合理性を証明するため、企業に「同期間における金融企業の同類貸出金利の説明」を要求する可能性があります。しかし、企業が中国国内の金融機関の貸付データを取得することは困難であるため、企業所得税上、利息を損金算入できなくなる問題が発生する可能性があります。この点、事前税務コンプライアンス評価サービスは、企業のクロスボーダー資金調達取引の取り決めにおいて確定性をもたらす新たな機会となりえます。

事前コンプライアンス評価サービスの適用対象外となる状況

事前コンプライアンス評価サービスは下記の状況には適用されません。

- 申請予定の取引が過年度のクロスボーダー取引と同一または類似しており、かつ当該過年度のクロスボーダー取引に関する特別納税調整が進行中で未だ終了していない、または既に終了している。
- 申請予定の取引が過年度のクロスボーダー取引と同一または類似しており、かつ当該過年度のクロスボーダー取引に関する特別納税調整リスク管理が進行中で未だ終了していない、または既に終了している。

- 申請予定の取引が締結交渉中または執行中の APA に関する取引である。

行政法に基づき、申請予定の取引が過年度のクロスボーダー取引と同一または類似しており、且つ当該過年度のクロスボーダー取引に係る特別納税調整が未了または終了していれば、税務局は企業の当該コンプライアンス評価サービス申請を却下することができます。企業においては、事前コンプライアンス評価サービス申請の検討前には必ず、既存の特別納税調整を優先的に処理、終了させ、申請に係るクロスボーダー取引の性質を慎重に見極める必要があります。

事前コンプライアンス評価サービスがAPAを補完

各観点における事前コンプライアンス評価サービスとAPAの比較

観点	事前コンプライアンス評価サービス	APA
適用範囲	<ul style="list-style-type: none"> クロスボーダー取引にのみ適用 企業の関連者間取引規模に対する要求はなし 	<ul style="list-style-type: none"> クロスボーダー取引に適用 締結交渉意向を受理する「税務事項通知書」の送達日が帰属する納税年度以前の3年間において、企業の各年度の関連者間取引額が4,000万元超
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> 3つのクロスボーダー取引に係る状況の特別納税調整に関するリスクレベル 	<ul style="list-style-type: none"> 関連者間取引の価格設定方針及び計算方法
適用年度	<ul style="list-style-type: none"> 申請を受理する「税務事項通知書」の送達日が帰属する納税年度から3年以内に発生するクロスボーダー取引 企業の申請により、評価意見は申請事項に遡及適用可能 	<ul style="list-style-type: none"> その協議締結意向を受理する「税務事項通知書」の送達日が帰属する納税年度から3～5ヶ年度の関連者間取引 企業の申請を経て、過年度の当該取引の評価及び調整に遡及適用可能(遡及期間は最長10年)
評価期間	<ul style="list-style-type: none"> 通常3ヶ月+15営業日 	<ul style="list-style-type: none"> 最速9ヶ月以内(簡易手続が適用される国内APAに限る)⁵

PwCの見解

税務の確実性を提供する新たな手段

深セン市税務局が今回開始した事前コンプライアンス評価サービスは、中国における既存のAPAに基づき、新たな手段を提供するものと言えます。企業は事前コンプライアンス評価サービスの申請プロセスにおいて、税務局との税務上の問題における立場の相違を特定、解決し、自らの税務コンプライアンス体制を整備し、クロスボーダー税務リスクを低減することができます。また、事前コンプライアンス評価サービスは、税務局が提供する「税法解釈を中心とした個別の税務サービス」とみなすことができます。「税法解釈を中心とした」とは、企業のクロスボーダー取引における税務上の事実に対し、税法をどのように解釈し適用するかについての意見を提供することが、当該サービスの主な目的であることを意味します。「個別の税務サービス」は主要な税務事項における税法適用についての確実性を企業に提供し、納税者の税負担をコントロールすることを支援するという本来の意図に由来するものであり、税務局の「サービス性」だけでなく、税務サービスの「個別化」も反映されています。

より迅速な税務上の確実性の確保、根本から税務紛争の低減

現在、中国におけるAPA申請は、過年度において納税者に同一または類似する取引が存在し、将来においても引き続き発生する状況を対象とするのが通常です。今回の事前コンプライアンス評価サービスはこのような制限を受けず、納税者によって既に実行され且つ将来も継続する取引だけでなく、納税者が計画しているもののまだ実行されていない取引も含まれます⁶。これは、企業は事前コンプライアンス評価サービスを通じて税務局と協議することで、クロスボーダー取引の税務の確実性を速やかに確保することができます。納税者は意見の相違が生じる前に税務局と協議・交渉することが可能となり、紛争発生の根本的な防止に役立ち、移転価格調査及び相互協議手続を回避することに繋がるため、紛争解決制度の効率化はより高まることとなります。

税務局と企業の新たな協議モデルの開拓による両者の協力の推進、強化

「Q&A」によると、事前コンプライアンス評価申請は企業が自発的に提出するものであり、これは税務局と企業の双方の信頼や善意に基づく協力関係の構築を促進し、税務コンプライアンスの好循環を創出することが期待されています。

深センでの先行試行がもたらす潜在的波及効果

事前コンプライアンス評価サービスが円滑に進んだ場合は 4 ヶ月以内で完了するとみられ、企業は比較的短い期間で、税務局が書面で発行する特別納税調整リスクレベルに関する意見書を取得することができます。深センにおける事前コンプライアンス評価サービスの先行試行に伴い、当該サービスはその他の地域や税務上の問題における確定性にも適用され、より広範な国際税務に関する事項をカバーし、その他の省市及び地域に普及することにより、より良い事業環境の発展に繋がることを期待されています。

PwC の提案

深センに所在する企業:クロスボーダー取引における税務の確定性向上のため、事前コンプライアンス評価サービスを活用する

深セン市税務局は、全国で初めて事前コンプライアンス評価サービスという革新的な措置を導入し、深センに所在する企業に移転価格の確定性を効果的に高める手段を提供しました。深センに所在する企業、特にクロスボーダー取引の税務の確定性の早期確保を目指す企業におかれては、下記の対応が推奨されます。

- 自社の移転価格における方針を考慮した上で、事前コンプライアンス評価サービスを申請することが適切である状況を把握し、その適用可能性及び実行可能性を評価する。
- 実行可能な申請プランを策定し、早期に税務局との協議を図る。
- 必要に応じて、外部コンサルタントを活用し、効率的に申請、協議を進め、評価結果を得る。

その他地域の企業:コンプライアンスの状況を確認し、クロスボーダー取引の確定性を高めるプランを計画する

深センにて開始した事前コンプライアンス評価サービスは今後、その他の地域にも波及する可能性があります。従い、その他地域の企業におかれては、下記の対応が推奨されます。

- 移転価格リスクを軽減するため、自社のクロスボーダー取引に関する方針を適時に見直す。
- 事前コンプライアンス評価サービスの今後の動向を注視し、現地税務局との積極的なコミュニケーションを維持する。
- クロスボーダー取引の確定性を高める積極的なプランを事前に計画する。

なお、事前コンプライアンス評価サービスはまだ試行開始段階であり、実務上では以下のような検討課題が考えられます。

- 年末の移転価格調整について、税関及び外貨管理局がどのように連携するのか。評価実施後に税務局が発行する「税務事項通知書」及び「クロスボーダー事前コンプライアンス評価意見書」は、企業の外貨収支業務に対する証憑となりえるのか。
- クロスボーダー事前コンプライアンス評価意見書を取得した企業がその後、同一の移転価格方針について事前確認を申請する場合、申請手続き及び提出書類を簡素化できる余地はあるか。
- クロスボーダー事前コンプライアンス評価を自発的に申請し、且つコンプライアンスを遵守し続ける企業にとって、その納税信用ランクの指標の一つとなりえるか。

まとめ

企業は長きにわたり、クロスボーダー取引における税務の確定性をいかに効果的に確保するかについて注目してきました。深セン市税務局は今回、全国に先駆けて事前コンプライアンス評価サービスを開始し、APA を補完する有用な制度として企業に対し税務の確定性を実現する新たな手段となりました。中国へ進出する多国籍企業にとって、複雑に変化するビジネス環境に直面するなか、事前に所轄税務局とクロスボーダー取引について協議しコンセンサスを得ることができれば、税務コスト等をより適切に評価でき、経営上の意思決定に資することが期待されます。

注記

1. <https://www.chinatax.gov.cn/chinatax/c102235/c5182056/content.html>
2. <https://shenzhen.chinatax.gov.cn/sztax/zcwj/rdwd/202312/66bf01453437465291829d0b5b6f34f0.shtml>

3. 管理制度の詳細内容に関しては、[PwC 中国税務ニュースフラッシュ 2022 年第 10 号「税関と税務局による移転価格共同管理制度が深センで先行試行」](#)をご参照ください。
4. 64 号公告では、企業に対して事前確認制度の予備協議期間において 9 つの事項について説明すること、事前確認制度申請草案の提出時には 13 の資料を提出することを求めています。2021 年に公布された「[国家税務総局の事前確認制度における簡易手続き適用に係る事項に関する公告](#)」（[国家税務総局公告 2021 年第 24 号](#)）では、提出を求められる資料は 64 号公告と同じであるものの、申請手続きについては大幅に簡略化されています。
5. 「[中国事前確認制度年度報告\(2022\)](#)」によると、2022 年に中国が締結した事前確認制度はすべて 2 年以内に終了しています。当年度に締結された二国間事前確認制度のうち 3 分の 2 の案件(更新案件を含む)も、2 年以内に終了しています。具体的な内容については、[PwC 中国ビジネスニュースフラッシュ 2024 年第 3 号「国家税務総局「中国事前確認制度年度報告\(2022\)」の解説](#)」をご参照ください。
6. 「Q&A」によるとコンプライアンス評価サービスは、税務局が企業に申請を受理する「[税務事項通知書](#)」を送達した日が帰属する納税年度から 3 年以内に発生するクロスボーダー取引に適用されます。企業で発生済みのクロスボーダー取引がコンプライアンス評価サービスを適用する案件と同一または類似する場合、企業の申請により、税務局は評価意見を当該事項に遡及適用することができます。

お問い合わせ

本稿で取り上げた内容が貴社に与える影響などについてご質問等がございましたら、下記の **PwC 中国移転価格サービスチーム** 担当者まで随時ご連絡ください。

中国内地

原遵華
+86 (21) 2323 3495
jeff.yuan@cn.pwc.com

庄子男
+86 (21) 2323 2580
spencer.chong@cn.pwc.com

龔梅
+86 (21) 2323 3667
mei.gong@cn.pwc.com

唐恩亮
+86 (21) 2323 3756
paul.tang@cn.pwc.com

陳信克
+86 (21) 2323 1329
thinker.x.chen@cn.pwc.com

殷小麗
86 (21) 2323 1108
jessica.yin@cn.pwc.co

辺疆
+86 (21) 2323 3149
john.bian@cn.pwc.com

鐘司亮
+86 (21) 2323 3393
silina.s.zhong@cn.pwc.com

孫衍
+86 (21) 2323 2435
kenny.sun@cn.pwc.com

馬佳寧
+86 (21) 2323 8284
jenny.ma@cn.pwc.com

蘇添
+86 (512) 6273 1840
steven.su@cn.pwc.com

韓涛
+86 (898) 6860 8830
tao.han@cn.pwc.com

楊鋒
+86 (10) 6533 3042
f.yang@cn.pwc.com

閔明
+86 (10) 6533 3638
jason.m.yan@cn.pwc.com

樂瑩
+86 (10) 6533 3087
ying.yue@cn.pwc.com

段雲譯
+86 (10) 6533 3687
tony.yy.duan@cn.pwc.com

邱雅君
+86 (10) 6533 2805
winnie.di@cn.pwc.com

蔡凌江
+86 (20) 3819 2380
kevin.lk.tsoi@cn.pwc.com

利浩智
+86 (20) 3819 2170
vincent.li@cn.pwc.com

劉啓源
+86 (755) 8261 8366
rhett.k.liu@cn.pwc.com

李瑋嘉
+86 (755) 8261 8232
marc.li@cn.pwc.com

項南
+86 (755) 8261 8701
alex.xiang@cn.pwc.com

毛偉
+86 (755) 8261 8202
sam.w.mao@cn.pwc.com

趙涵棟
+86 (571) 2807 6390
donny.zhao@cn.pwc.com

趙鴻
+86 (29) 8469 2661
jackie.zhao@cn.pwc.com

徐聞
+86 (28) 6291 2018
william.xu@cn.pwc.com

朱輝平
+86 (512) 6273 1917
henry.hp.zhu@cn.pwc.com

秦文超
+86 (21) 2323 2136
vincent.w.qin@cn.pwc.com

梅靜
+86 (21) 2323 8481
joyce.mei@cn.pwc.com

黃一鳴
+86 (20) 3819 2664
cherry.ym.huang@cn.pwc.com

王雪霏
+86 (10) 6533 3263
eva.wang@cn.pwc.com

香港

李筱筠
+852 2289 5690
cecilia.sk.lee@hk.pwc.com

吳慕荷
+852 2289 3662
tiffany.m.wu@hk.pwc.com

潘咏之
+852 2289 5675
wengee.w.poon@hk.pwc.com

Peter Brewin
+852 2289 3650
p.brewin@hk.pwc.com

謝文憲
+852 2289 3508
ali.mh.tse@hk.pwc.com

PwC 中国移転価格サービスチームは中国において約 300 名の経済、会計、法律及びプロジェクト管理に豊富な専門知識を持ち、各業界に対し造詣の深い、フルタイムで勤務する移転価格プロフェッショナル人員を抱えています。PwC のチームは、移転価格コンプライアンス要求を満たし、税務調査時に迅速に対応するよう準備し、税務局との紛争を解決して税務調整リスクを低減するため、クライアントの効率的な税務枠組の確立サポートに注力しています。また PwC は世界 100 ヶ国余りで 4000 名を超すフルタイムでの移転価格プロフェッショナル人員を抱えており、クライアントへのグローバル移転価格プロフェッショナルサービスの提供に注力しています。



全维度中国税务资讯平台“税界”3.0全新上线 不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



苹果手机下载
(iOS 10以上)



安卓手机下载
(Android 6.0以上)



- ・ 安卓手机也可以在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载
- ・ “税界”网页版链接：<https://shuijie.pwccn.com>



本稿では、中国または中国大陸は中華人民共和国を指しますが、香港特別行政区、マカオ特別行政区、及び台湾地区はこれに含まれません。

本稿は一般事項に関する記述であり、関連する全ての事項について完全に網羅しているわけではありません。法律の適否とその影響は、具体的・個別な状況により大きく異なります。本稿の内容に関連して実際に具体的な対応をとられる前に、PwC クライアントサービスチームに御社の状況に応じたアドバイスをお求めになれますようお願い申し上げます。本稿の内容は 2023 年 9 月 6 日現在の情報に基づき編集されたものであり、その時点の関連法規に準じています。なお日本語版は中国語版をもとにした翻訳であり、翻訳には正確を期しておりますが、中国語版と解釈の相違がある場合は、中国語版に依拠してください。

本稿は中国及び香港の **PwC ナショナル・タックス・ポリシー・サービス**により作成されたものです。当チームは専門家により構成されるプロフェッショナル集団であり、現行または検討中の中国、香港特別行政区、シンガポール及び台湾地区の税制及びその他ビジネスに影響する政策を随時フォローアップし、分析・研究に専念しています。当チームは良質のプロフェッショナルサービスを提供することで PwC の専門家をサポートし、また思想的リーダーシップを堅持し、関連税務機関、その他政府機関、研究機関、ビジネス団体、及び専門家、並びに PwC に関心をお持ちの方々とノウハウを共有いたします。お問い合わせは、以下の担当パートナーまでお気軽にご連絡ください。

馬龍
TEL: +86 (10) 6533 3028
long.ma@cn.pwc.com

既存または新たに発生する問題に対する実務に即した見識とソリューションは、中国のウェブサイト (<http://www.pwccn.com>) または香港のウェブサイト (<http://www.pwchk.com>) にてご覧いただけます。

www.pwccn.com

© 2024 PwC. 普華永道 (PwC 中国) の許可なく配布することを禁じます。普華永道 (PwC 中国) とは、PwC グローバルネットワークにおける中国メンバーファームを指し、場合によっては PwC グローバルネットワークを指します。詳細はこちらの URL をご参照ください: www.pwc.com/structure。
各メンバーファームはそれぞれ独立した別個の法人であり、他のメンバーファームの作為又は不作為について一切の責任を負いません。

跨境事项事前税收遵从评估服务落地 深圳——税收确定性管理新途径

二零二四年三月
第八期

摘要

2023年12月28日，为贯彻落实中办、国办印发的《关于进一步深化税收征管改革的意见》¹，国家税务总局深圳市税务局发布了《跨境事项事前税收遵从评估服务问答》²（以下简称：《问答》），从即日起推出跨境事项事前税收遵从评估服务（以下简称“事先遵从评估服务”）。

事先遵从评估服务是指企业可以就未来发生的跨境事项书面提请深圳市税务局就其特别纳税调整风险水平是否较低进行评估，深圳市税务局按照我国现行税收法律法规进行评估后，书面告知企业评估意见。

详细内容

背景

近年来，深圳市税务局始终在反避税不确定事项税收管理的工作中创新求变。继2022年5月18日，深圳市税务局与深圳海关联合推出“实施关联进口货物转让定价协同管理”³后，此次在全国范围内再次推出了跨境事项（关联交易）事先遵从评估服务这一创新举措，以持续提升跨境税收服务水平，更好服务市场主体发展。

根据普华永道的观察，本次推出的事先遵从评估服务积极借鉴了在制定税基侵蚀和利润转移（英文缩写：BEPS）行动计划中的国际税收遵从保障项目（ICAP）的理念，同时进行了一系列本地化试点与调整。

概要

事先遵从评估服务适用的情形及所需资料

事先遵从评估服务由企业主动申请，适用于企业未来3个年度发生的跨境关联交易。目前遵从评估主要适用的三个情形及企业申请所需提供的详细说明包括：

涉及跨境关联交易中企业及其关联方功能判断的税收风险水平	涉及跨境关联交易转让定价方法选用的税收风险水平	涉及关联债权性投资与非关联债权性投资确认方式的税收风险水平
<ul style="list-style-type: none"> • 适用年度； • 关联交易内容； • 关联交易流程； • 交易各方在有形资产使用权或者所有权转让、金融资产转让、无形资产使用权或者所有权转让、资金融通和劳务交易方面各自拟作出的安排； • 作出安排的假设条件。 	<ul style="list-style-type: none"> • 适用年度； • 关联交易内容； • 关联交易流程； • 交易各方在有形资产使用权或者所有权转让、金融资产转让、无形资产使用权或者所有权转让、资金融通和劳务交易方面各自拟作出的安排； • 作出安排的假设条件； • 支持转让定价方法选取的功能风险分析、可比性分析； • 转让定价方法选取作出判断的假设条件。 	<ul style="list-style-type: none"> • 适用年度； • 借贷双方在资金、经营、购销等方面的关系； • 金额、利率、期限、融资条件等内容； • 债权投资的性质、目的及对取得债权投资时市场状况的预测；为取得债权性投资而提供的抵押品情况及条件； • 担保人状况及担保条件。

普华永道认为，税务机关对企业在申请事先遵从评估服务过程中所需提交的具体信息均进行了列示，申请材料相对有限且清晰。对于涉及跨境关联交易转让定价方法选用的税收风险水平的评估，除涉及功能判断的税收风险水平所需的说明，还需补充说明支持转让定价方法选取的功能风险分析、可比性分析以及转让定价方法选取作出判断的假设条件。

与《国家税务总局关于完善预约定价安排管理有关事项的公告》（国家税务总局公告 2016 年第 64 号）（以下简称“64 号公告”）中预约定价安排申请的所需资料⁴（共 13 项材料）相比，此次事先遵从评估服务所要求提供的文件数量明显减少。根据《问答》，除税务部门在评估时要求企业补充提交的相关资料之外，企业在提请时仅需针对上表内容填写《跨境事项事前税收遵从评估申请表》，并附送相关资料。

另外与有形资产、无形资产、劳务等关联交易类型相比，以前年度税务机关对资金融通交易的关注度相对较低。中国国家税务总局于 2023 年 12 月 29 日发布的《中国预约定价安排年度报告（2022）》显示，2005 至 2022 年期间所谈签的预约定价安排中，涉及资金融通交易的仅 4 例（2021 年 1 例，2022 年 3 例）。与此同时，关联融资安排在跨国集团内部非常普遍，包括关联贷款、担保和资金池等。需要注意的是，企业的关联融资安排除了需要遵循中国转让定价法规所规定的独立交易原则与资本弱化规则之外，还应当根据《企业所得税法实施条例》和《国家税务总局关于企业所得税若干问题的公告》（国家税务总局公告 2011 年第 34 号）的规定，判断企业的借款利息支出是否超过按照金融企业同期同类贷款的利率。在实践中，税务机关往往要求企业提供“金融企业的同期同类贷款利率情况说明”，以证明其利息支出的合理性。然而企业可能很难获取国内金融机构的贷款数据，从而产生相关利息不能在企业所得税税前扣除的问题。对此，事前税收遵从评估服务为企业跨境资金融通交易安排的确定性带来了新契机。

事先遵从评估服务不适用的情形

事先遵从评估服务不适用于以下情形：

- 拟申请事项与以前年度跨境事项相同或者类似，且对该以前年度跨境事项的特别纳税调查调整尚未结束或者已经结束；
- 拟申请事项与以前年度跨境事项相同或者类似，且对该以前年度跨境事项的特别纳税调整风险管理尚未结束或者已经结束；
- 拟申请事项为谈签或执行中的预约定价安排所涉及的交易。

根据行政法“一事不再理”的原则，如果拟申请事项与以前年度跨境事项相同或者类似，且对该以前年度跨境事项的特别纳税调查调整尚未结束或者已经结束，则税务机关可以拒绝企业申请该遵从评估服务。对企业来说，这意味着在考虑申请遵从评估服务之前，应优先处理并结束已有的特别纳税调查调整，并仔细评估申请所涉跨境交易事项的性质。

事先遵从评估服务是预约定价安排的有益补充

为了更直观地显示转让定价方面不同税收确定性工具的同异，我们将此次事先遵从评估服务和预约定价安排从不同维度进行了对比，分析如下：

分析维度	遵从评估服务	预约定价安排
适用范围	<ul style="list-style-type: none">仅适用于跨境关联交易；未对企业的关联交易规模进行要求	<ul style="list-style-type: none">适用于境内及跨境关联交易安排；送达接收其谈签意向的《税务事项通知书》之日所属纳税年度前 3 个年度，企业每年度发生的关联交易金额需达到 4,000 万元人民币以上
评估内容	<ul style="list-style-type: none">跨境关联交易三种情形的特别纳税调整风险水平	<ul style="list-style-type: none">关联交易的定价原则和计算方法
适用年度	<ul style="list-style-type: none">送达受理申请的《税务事项通知书》之日所属纳税年度起 3 个年度内发生的跨境事项；经企业申请，可以将评估意见追溯运用到申请事项	<ul style="list-style-type: none">送达接收其谈签意向的《税务事项通知书》之日所属纳税年度起 3 至 5 个年度的关联交易；经企业申请，可以追溯适用于以前年度该关联交易的评估和调整（追溯期最长为 10 年）
评估时间	<ul style="list-style-type: none">一般耗时 3 个月+15 个工作日	<ul style="list-style-type: none">最快需约 9 个月（仅针对适用简易程序的单边预约定价安排）⁵

普华永道观察

为企业提供税收确定性开辟了新路径

此次深圳市税务局推出的事先遵从评估服务在我国既有的预约定价安排机制的基础上开辟了新路径。企业在申请事先遵从评估的过程中，能够实时发现并解决与税务机关在税收问题上的立场分歧，完善自身的税收遵从框架，并降低跨境税收风险。同时，事先遵从评估服务可被看作税务机关提供的“以税法解释为中心的个性化纳税服务”。“以税法解释为中心”意味着该服务的主要任务是针对企业提供的跨境关联交易涉税事实发表关于如何解释和适用税法的意见。“个性化纳税服务”源于为企业提供重大涉税事项税法适用确定性、帮助纳税人控制税负风险的初衷，其不仅反映出税务机关的“服务性”，也体现出纳税服务的“个性化”。

企业可获得更早期的确定性，有助于从源头上减少税收争议

我国当前预约定价安排的申请往往针对纳税人在此前年度已存在相同或相似的关联交易安排，且未来仍将持续发生的情况。此次事先遵从评估服务则不受此限制，既包括纳税人已发生（且未来仍持续）的关联交易安排，亦可包括纳税人计划（但尚未开展）的关联交易安排⁶。这意味着企业可以通过事先遵从评估服务与税务机关进行及时沟通，尽早获得近期跨境关联交易的税收确定性。使得纳税人可以与税务机关在分歧发生之前进行讨论和协商，有利于从源头上防止争议发生，避免转让定价调查调整及相互协商程序，从而使争议解决机制的效率进一步提升。

开启税企沟通新模式，有助于推动和加强税企合作

根据《问答》，事先遵从评估申请由企业自愿提出，有利于税企双方建立起互信、互惠、开放、善意的合作关系，为形成税收遵从的良性循环创造积极条件。

“深圳速度”的潜在辐射效益

如果进展顺利，事先遵从评估服务有望在 4 个月内完成。企业能够以较低的时间成本获得税务机关以书面形式出具的针对特别纳税调整风险水平等级评估意见。随着事先遵从评估服务在深圳的先行先试，普华永道期待该机制对其他地区和/或税务事项确定性的探索产生的辐射效益，使遵从评估服务覆盖更为广泛的国际税务事项并推广至其他省市和地区，进一步优化营商环境。

普华永道建议

深圳企业：把握政策红利，利用事先遵从评估服务提高跨境关联交易的税收确定性

此次深圳市税务局在全国范围内首次推出了事先遵从评估服务这一创新举措，为深圳企业提供了有效提升转让定价确定性的工具。普华永道建议深圳企业（特别是希望获得跨境关联交易早期税收确定性的企业）：

- 结合自身转让定价安排和政策，识别适合申请事先遵从评估服务的情形，并评估其适用性和可行性；
- 把握深圳地区“先试先行”的政策优势，制定切实可行的申请方案，尽早与税务局协商沟通；
- 必要时借助外部咨询专家资源，有效推进申请、沟通及后续评估结果的出具。

其他地区企业：审视合规状况，规划提升跨境关联交易确定性的积极方案

本次深圳率先推出的事先遵从评估服务，可能在未来对其他地区产生辐射效益。对此，普华永道建议其他地区企业：

- 及时审视自身跨境关联交易安排，降低转让定价风险；
- 关注遵从评估服务的发展走向，与当地税务局保持积极的意向沟通；
- 提前规划提升跨境关联交易确定性的积极方案。

考虑到当前事先遵从评估机制尚处于起步阶段，仍有一些尚未明确的问题有待实践的进一步探索。比如：

- 对于年末转让定价调整，如何与海关及外管机构进行协同？评估后税务机关出具的《税务事项通知书》及《跨境事项事前税收遵从评估意见书》是否可作为对企业外汇收支业务的支持性凭证？
- 取得遵从评估意见的企业，如此后就同一转让定价安排提出预约定价安排申请，在申请程序及文件提交方面是否存在简化的空间？
- 对于主动申请事先遵从评估且持续合规遵从的企业，是否可作为其纳税信用评级的参考要素之一？

注意要点

长期以来，如何有效获得跨境关联交易安排的税收确定性一直是企业关注的热点问题。此次深圳税务局在全国率先推出事先遵从评估机制，作为对预约定价安排的有益补充，为企业实现税收确定性开辟了新路径。对于我国“引进来”与“走出去”的跨国企业而言，在面临外部复杂多变的国际营商环境时，如能提前与其主管税务机关就跨境关联交易安排进行沟通并达成共识，将对其降低税务遵从成本、提升财务管理效能助益颇多。

注释

1. <https://www.chinatax.gov.cn/chinatax/c102235/c5182056/content.html>
2. <https://shenzhen.chinatax.gov.cn/sztax/zcwj/rdwd/202312/66bf01453437465291829d0b5b6f34f0.shtml>
3. 关于该管理机制的详细内容，请参见普华永道中国税务/商务新知 2022 年第 10 期《海关与税务部门转让定价协同管理机制率先于深圳试点》。
4. 64 号公告要求企业在单边预约定价预备会谈期间就 9 项事项作出说明，在提交单边预约定价申请草案时需要提交 13 项材料。2021 年出台的《国家税务总局关于单边预约定价安排适用简易程序有关事项的公告》（国家税务总局公告 2021 年第 24 号）虽然在申请程序方面进行了大量的简化，但所需提交的资料内容与 64 号公告一致。
5. 根据《中国预约定价安排年度报告（2022）》，2022 年中国签署的单边预约定价安排全部在两年以内完成，当年签署的双边预约定价安排中，三分之二的案件（包括续签案件）在两年以内完成。具体内容请参见普华永道中国税务/商务新知 2024 年第 3 期《解读国家税务总局发布〈中国预约定价安排年度报告（2022）〉》。
6. 根据《问答》，遵从评估服务适用于税务部门向企业送达受理申请的《税务事项通知书》之日所属纳税年度起 3 个年度内发生的跨境事项。企业已发生的跨境交易事项与遵从评估服务拟申请事项相同或者类似的，经企业申请，税务部门可以将评估意见追溯运用到该事项。

联系我们

为了更深入讨论本刊物所提及的问题对您业务可带来的影响, 请联系**普华永道中国转让定价服务团队**:

中国内地

原遵华
+86 (21) 2323 3495
jeff.yuan@cn.pwc.com

唐恩亮
+86 (21) 2323 3756
paul.tang@cn.pwc.com

边疆
+86 (21) 2323 3149
john.bian@cn.pwc.com

马佳宁
+86 (21) 2323 8284
jenny.ma@cn.pwc.com

杨锋
+86 (10) 6533 3042
f.yang@cn.pwc.com

段云译
+86 (10) 6533 3687
tony.yy.duan@cn.pwc.com

利浩智
+86 (20) 3819 2170
vincent.li@cn.pwc.com

项南
+86 (755) 8261 8701
alex.xiang@cn.pwc.com

赵鸿
+86 (29) 8469 2661
jackie.zhao@cn.pwc.com

秦文超
+86 (21) 2323 2136
vincent.w.qin@cn.pwc.com

王雪霏
+86 (10) 6533 3263
eva.wang@cn.pwc.com

庄子男
+86 (21) 2323 2580
spencer.chong@cn.pwc.com

陈信克
+86 (21) 2323 1329
thinker.x.chen@cn.pwc.com

钟司亮
+86 (21) 2323 3393
silina.s.zhong@cn.pwc.com

苏添
+86 (512) 6273 1840
steven.su@cn.pwc.com

闫明
+86 (10) 6533 3638
jason.m.yan@cn.pwc.com

邸雅君
+86 (10) 6533 2805
winnie.di@cn.pwc.com

刘启源
+86 (755) 8261 8366
rhett.k.liu@cn.pwc.com

毛伟
+86 (755) 8261 8202
sam.w.mao@cn.pwc.com

徐闻
+86 (28) 6291 2018
william.xu@cn.pwc.com

梅静
+86 (21) 2323 8481
joyce.mei@cn.pwc.com

龚梅
+86 (21) 2323 3667
mei.gong@cn.pwc.com

殷小丽
86 (21) 2323 1108
jessica.yin@cn.pwc.co

孙衍
+86 (21) 2323 2435
kenny.sun@cn.pwc.com

韩涛
+86 (898) 6860 8830
tao.han@cn.pwc.com

乐莹
+86 (10) 6533 3087
ying.yue@cn.pwc.com

蔡凌江
+86 (20) 3819 2380
kevin.lk.tsoi@cn.pwc.com

李玮嘉
+86 (755) 8261 8232
marc.li@cn.pwc.com

赵涵栋
+86 (571) 2807 6390
donny.zhao@cn.pwc.com

朱辉平
+86 (512) 6273 1917
henry.hp.zhu@cn.pwc.com

黄一鸣
+86 (20) 3819 2664
cherry.ym.huang@cn.pwc.com

新知
中国税务/商务专业服务

香港

李筱筠
+852 2289 5690
cecilia.sk.lee@hk.pwc.com

吴慕荷
+852 2289 3662
tiffany.m.wu@hk.pwc.com

潘咏之
+852 2289 5675
wengee.w.poon@hk.pwc.com

Peter Brewin
+852 2289 3650
p.brewin@hk.pwc.com

谢文宪
+852 2289 3508
ali.mh.tse@hk.pwc.com

普华永道中国转让定价服务团队在中国约有 300 位全职的对经济、会计、法律及项目管理有丰富专业知识，及对各行业有充分了解的转让定价专业人员。我们的团队致力协助客户建立有效率的税务架构，以符合转让定价的合规要求、预备在税务审查时作出迅速应对、解决与税务机关的争议、并减低税务调整的风险。同时普华永道在全球的 100 多个国家拥有超过 4000 名全职的转让定价专业人员，致力于为客户提供全球性转让定价专业服务。



全维度中国税务资讯平台“税界”3.0全新上线 不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



苹果手机下载
(iOS 10以上)



安卓手机下载
(Android 6.0以上)



- 安卓手机也可以在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载
- “税界”网页版链接：<https://shuijie.pwcconsultantssz.com>



文中所称的中国指中国内地，不包括香港特别行政区、澳门特别行政区和台湾地区。

本刊物中的信息仅供一般参考之用，而不可视为详尽的说明。相关法律的适用和影响可能因个案所涉的具体事实而有所不同。在有所举措前，请确保向您的普华永道客户服务团队或其他税务顾问获取针对您具体情况的专业意见。本刊物中的内容是根据当日有效的法律及可获得的资料于2024年3月15日编制而成的。

这份中国税务/商务新知由普华永道中国税收政策服务编制。**普华永道中国税收政策服务**是由富经验的税务专家所组成的团队。团队致力搜集、研究并分析中国内地、香港地区和新加坡现有和演变中的税务及相关商务政策，目的是协助普华永道税务部专业人员提供更优质的服务，并通过与有关的税务和其它政策机关、学院、工商业界、专业团体、及对我们的专业知识感兴趣的人士分享交流，以保持我们在税务专业知识领域的领导地位。

如欲了解更多信息请联系：

马龙
电话: +86 (10) 6533 3103
long.ma@cn.pwc.com

有关最新商业问题的解决方案，欢迎浏览普华永道 / 罗兵咸永道之网页：<http://www.pwccn.com> 或 <http://www.pwchk.com>

www.pwccn.com

© 2024 普华永道。版权所有，未经普华永道允许不得分发。普华永道系指普华永道网络中国成员机构，有时也指普华永道网络。详情请进入 www.pwc.com/structure。每家成员机构各自独立，并不就其他成员机构的作为或不作为负责。